

1 規則等の案の題名

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和元年 10 月 18 日から令和元年 11 月 18 日まで

3 提出された意見の件数

13 件

4 規則等の公布等年月日

令和元年 12 月 27 日

既に公表した規則等の案の内容（変更箇所は下線部）	現に定めた規則等の内容（変更箇所は下線部）	理由
<p>4 ガイドラインの対象</p> <p>本ガイドラインは、本市に設置される出力 <u>100kW</u> 以上又は敷地面積*<u>1,000 m²</u>以上の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）を対象とする。</p> <p>また、上記規模に満たない事業であっても、設置しようとする設備から 10m 以内に設備を有する他の太陽光発電事業があり、かつ本事業と当該他事業の敷地面積の総和が <u>1,000 m²</u>以上となる場合には、本ガイドラインの対象とする。</p>	<p>4 ガイドラインの対象</p> <p>本ガイドラインは、本市に設置される出力 <u>40kW</u> 以上又は敷地面積*<u>400 m²</u>以上の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）を対象とする。</p> <p>また、上記規模に満たない事業であっても、設置しようとする設備から 10m 以内に設備を有する他の太陽光発電事業があり、かつ本事業と当該他事業の敷地面積の総和が <u>400 m²</u>以上となる場合には、本ガイドラインの対象とする。</p>	<p>御意見を踏まえ、本市の実情を把握するために、FIT 認定された 20kW 以上の太陽光発電事業の市内件数を調査したところ、100kW 以上の件数は少ない一方、50kW に若干満たない規模（45kW 以上 50kW 未満）の件数が突出して多いことが判明しました。その理由の 1 つとして、50kW 以上の事業は 50kW 未満の事業と比較して、電気事業法上の義務が多く課せられることにあると考えられます。</p> <p>そのため、本市としては電気事業法上の義務を回避した事業を含め、より多くの事業が対象となるよう、40kW 以上又は敷地面積 400 m²以上を対象にすることとしました。</p>

<p>7 計画・立案 (2) 事前協議 ② 地域住民等との調整 ア 丁寧な説明 上記「事業概要書(様式第1号)」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。 イ 説明の方法 地域住民への説明に当たっては、事前に市に提出した方法に基づき、当該地域住民の代表者らの同意を得た上で、説明すること。 また、説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと(頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい)。 さらに、欠席者や説明ができなかった者に対しては資料頒布等の対策を講じること。 ウ 要望への対応 地域住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。</p>	<p>7 計画・立案 (2) 事前協議 ② 地域住民等との調整 ア 丁寧な説明 上記「事業概要書(様式第1号)」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民や関係者に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。 イ 説明の方法 地域住民や関係者への説明に当たっては、事前に市に提出した方法に基づき、当該地域住民等の代表者らの同意を得た上で、説明すること。 また、説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと(頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい)。 さらに、欠席者や説明ができなかった者に対しては資料頒布等の対策を講じること。 ウ 要望への対応 地域住民や関係者から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。</p>	<p>御意見に基づいて検討した結果、地域住民以外の関係者(漁業関係者含む)に対する記載が不足していましたので、修正しました。</p>
<p>8 設計・施工 (1) 土地開発の設計 (略) ○ 動植物の保護 重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回</p>	<p>8 設計・施工 (1) 土地開発の設計 (略) ○ 動植物の保護 重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、生</p>	<p>御意見を踏まえ、「8(1)③環境への配慮」の内容を修正しました。</p>

<p><u>避、低減、代償措置を実施すること。</u></p>	<p><u>息・生育環境への影響の回避または低減を優先すること。さらに、重要種以外の動植物に関しても生態系を構築する一要因であることから、必要に応じて重要種との関連性を調査し、関係性がある種に関しては、重要種と同等の措置を実施すること。また、重要種との直接的な関連がない場合でも生態系そのものへの影響を及ぼす場合には、影響を可能な限り低減するよう努めること。</u></p>	
<p>8 設計・施工 (2) 発電設備の設計 ② 安全等に配慮した設計 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。</p>	<p>8 設計・施工 (2) 発電設備の設計 ② 安全等に配慮した設計 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、<u>太陽光発電設備の異常等を即時に感知できる設計とするなど、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。</u></p>	<p>御意見を踏まえ、非常時に備えて太陽光発電設備の異常等を即時に感知できる設計とする旨を明示しました。</p>
<p>9 維持管理 (1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築 保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（(一社)日本電機工業会・(一社)太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体</p>	<p>9 維持管理 (1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築 保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（(一社)日本電機工業会・(一社)太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））を参考にし、<u>定期的かつ適切な保守点検を実施するとともに、当該ガイドライン等で示す内</u></p>	<p>御意見のとおり、設備の経年劣化が懸念されるため、定期的かつ適切な保守点検を行う旨を明示しました。</p>

制を構築するように努めること。			容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。			
別表3 (7 (3) 関係) 必要となる法令等の手続			別表3 (7 (3) 関係) 必要となる法令等の手続			御意見を踏まえ、「18 都市計画法」及び「20 静岡県土採取等規制条例」に係る内容を、「19 静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の表現に統一しました。さらに、備考欄の記載内容も修正しました。
18	都市計画法	一定規模以上の開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 (市街化区域 1,000 m ² 、市街化調整区域 500 m ² 、都市計画区域外 1ha)	18	都市計画法	一定規模以上の敷地において、主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 (市街化区域 1,000 m ² 、市街化調整区域 500 m ² 、都市計画区域外 1ha)	
19	静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	一定規模以上の敷地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が生じる場合は、承認を受けなければならない。 (市街化区域 10ha、市街化調整区域 5ha、都市計画区域外 2,000 m ²)	19	静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	一定規模以上の敷地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が生じる場合は、承認を受けなければならない。 (市街化区域 10ha、市街化調整区域 5ha、都市計画区域外 2,000 m ²)	
20	静岡県土採取等規制条例	土の採取等（切土、床掘その他の土地の掘削、埋土又は盛土）を一定規模以上（採取区域面積 1,000 m ² 以上又は採取量 2,000 m ³ 以上）行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。	20	静岡県土採取等規制条例	土の採取等（切土、床掘その他の土地の掘削、埋土又は盛土）を一定規模以上行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。（採取区域面積 1,000 m ² 以上又は採取量 2,000 m ³ 以上）	
(略)			(略)			

<p>※本市や静岡県が窓口となっている法令等の一覧であるため、注意すること。また、法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、事業者は別表3以外の法令等も確認すること。</p>	<p>※本市や静岡県が窓口となっている法令等の一覧であるため、<u>他にも手続が必要な法令等が存在する場</u>合があることに注意すること。また、法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、事業者は別表3以外の法令等も確認すること。</p>																								
<p>様式第1号（7（2）①ア関係） チェックリスト (略)</p> <table border="1" data-bbox="147 549 815 647"> <tr> <td data-bbox="147 549 210 612">18</td> <td data-bbox="210 549 358 612">都市計画法</td> <td data-bbox="358 549 815 612"> <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 </td> </tr> </table>	18	都市計画法	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外	<p>様式第1号（7（2）①ア関係） チェックリスト (略)</p> <table border="1" data-bbox="846 549 1509 596"> <tr> <td data-bbox="846 549 909 596">18</td> <td data-bbox="909 549 1057 596">都市計画法</td> <td data-bbox="1057 549 1205 596"><input type="checkbox"/> 該当</td> <td data-bbox="1205 549 1509 596"><input type="checkbox"/> 非該当</td> </tr> </table>	18	都市計画法	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<p>御意見に基づき再検討を行ったところ、都市計画法については、「該当」、「非該当」とした方が適切であったため、修正しました。</p>																
18	都市計画法	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外																							
18	都市計画法	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当																						
<p>様式第3号（9（4）関係） 運転開始届 (略)</p> <p>※3 発電設備の詳細（パネル、架台等）や平面図、現況写真等の事業全体を記した資料を添付</p>	<p>様式第3号（9（4）関係） 運転開始届 (略)</p> <p>※3 発電設備の<u>一覧やその詳細（メーカー、型式、製造番号及び数量等）</u>、平面図、現況写真等の事業全体を記した資料を添付</p>	<p>御意見のとおり、太陽光発電設備の飛散等による被害対応に向け、市としてメーカーや型式、製造番号等を把握する必要があるため、内容を修正しました。</p>																							
<p>様式第4号（10（2）関係） 太陽光発電事業終了届 (略)</p> <table border="1" data-bbox="147 1171 815 1318"> <tr> <td data-bbox="147 1171 282 1219" rowspan="3">発電設備概要※3</td> <td data-bbox="282 1171 492 1219">パネル</td> <td data-bbox="492 1171 815 1219"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1219 492 1267">パワーコンディショナー</td> <td data-bbox="492 1219 815 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1267 492 1318">架台</td> <td data-bbox="492 1267 815 1318"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>※3 各々の<u>設置枚数・台数</u>等を記載</p>	発電設備概要※3	パネル		パワーコンディショナー		架台		<p>様式第4号（10（2）関係） 太陽光発電事業終了届 (略)</p> <table border="1" data-bbox="846 1171 1509 1463"> <tr> <td data-bbox="846 1171 981 1318" rowspan="3">発電設備概要※3</td> <td data-bbox="981 1171 1191 1318" rowspan="3">パネル</td> <td data-bbox="1191 1171 1402 1219">メーカー・型式</td> <td data-bbox="1402 1171 1509 1219"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1219 1402 1267">製造番号</td> <td data-bbox="1402 1219 1509 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1267 1402 1318">枚数</td> <td data-bbox="1402 1267 1509 1318"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="846 1318 981 1463" rowspan="3"></td> <td data-bbox="981 1318 1191 1463" rowspan="3">パワーコンディショナー</td> <td data-bbox="1191 1318 1402 1366">メーカー・型式</td> <td data-bbox="1402 1318 1509 1366"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1366 1402 1414">製造番号</td> <td data-bbox="1402 1366 1509 1414"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1414 1402 1463">台数</td> <td data-bbox="1402 1414 1509 1463"></td> </tr> </table>	発電設備概要※3	パネル	メーカー・型式		製造番号		枚数			パワーコンディショナー	メーカー・型式		製造番号		台数		<p>太陽光発電設備の撤去に向け、市として改めてメーカーや型式、製造番号等を把握する必要があるため、内容を修正しました。</p>
発電設備概要※3		パネル																							
		パワーコンディショナー																							
	架台																								
発電設備概要※3	パネル	メーカー・型式																							
		製造番号																							
		枚数																							
	パワーコンディショナー	メーカー・型式																							
		製造番号																							
		台数																							

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 130 981 284"></td> <td data-bbox="981 130 1189 284">架台</td> <td data-bbox="1189 130 1397 181">メーカー・型式</td> <td data-bbox="1397 130 1518 181"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 181 981 233"></td> <td data-bbox="981 181 1189 233"></td> <td data-bbox="1189 181 1397 233">製造番号</td> <td data-bbox="1397 181 1518 233"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 233 981 284"></td> <td data-bbox="981 233 1189 284"></td> <td data-bbox="1189 233 1397 284">台数</td> <td data-bbox="1397 233 1518 284"></td> </tr> </table>		架台	メーカー・型式				製造番号				台数		
	架台	メーカー・型式												
		製造番号												
		台数												
<p>様式第5号（10（2）関係） 太陽光発電設備撤去完了届</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="147 552 360 603">撤去完了日</td> <td data-bbox="360 552 815 603"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 603 360 651">撤去方法</td> <td data-bbox="360 603 815 651"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>※3 各々の設置枚数・台数等を記載</p>	撤去完了日		撤去方法		<p>様式第5号（10（2）関係） 太陽光発電設備撤去完了届</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="846 552 1070 603">撤去完了日</td> <td data-bbox="1070 552 1509 603"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="846 603 1070 651">撤去方法</td> <td data-bbox="1070 603 1509 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="846 651 1070 699">撤去後の状況※4</td> <td data-bbox="1070 651 1509 699">別紙のとおり</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>※3 各々の設置枚数・台数等を記載</p> <p>※4 写真等、撤去後の状況がわかる資料を添付</p>	撤去完了日		撤去方法		撤去後の状況※4	別紙のとおり	<p>御意見のとおり、撤去完了後の状況を届出時に把握すべきと考えたため、撤去後の状況がわかる資料の添付を求めるよう、修正しました。</p>		
撤去完了日														
撤去方法														
撤去完了日														
撤去方法														
撤去後の状況※4	別紙のとおり													